

高齢障害者のサービス

障害者は65歳で、それまで使っていた障害福祉サービスから介護保険サービスに半強制的に移行させられます。

それに伴い、利用料負担が強いられるうえサービスの質と量が落ちるという問題があります。政府は、来年4月施行予定の改定障害者総合支援法と「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」で、これらの問題を解決すると説明します。実際はどうなのか。

(岩井聰紀) 低所得の障害者の場合、障害福祉サービス利用での自己負担はゼロです。ところが、65歳から、総合支援法7条の介護保険優先原則に基づき介護保険に移行すると、原則1

割の負担が発生します。

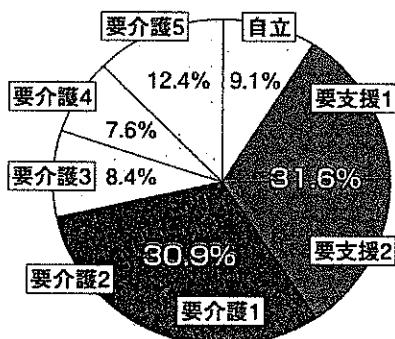
国はこの負担を軽減するための方策として、来年4月から、いわば、いっただん本人が1割負担したものを払い戻すことを打ち出しました。

「しかし、65歳になつたすべての障害者が対象となるわけではありません」と

日本障害者センターの山崎光弘事務局次長は指します。

厚生労働省が示す対象要件は、低所得で障害の重さが「支援区分2以上」の人で、65歳になる前の5年間にわたり

65歳以上の障害者の要介護状態区分



居住介護や生活介護などを利用する人です。
そのうえ、負担軽減の対象となる介護保険サービスは、訪問介護や通所介護など「サービスに限定します。

例えば、意思疎通支援事業だけを使う聴覚障害者や、移動支援事業だけを利用する視覚障害者は対象外です。

山崎さんは「厚労省は同事業のサービス利用料は安いから、それほど利用者の負担にしない」と判断しているよう

だけを使つて、「例えば、意思疎通支援事業だけを使う聴覚障害者や、移動支援事業だけを利用する視覚障害者は対象外です。

東京都新宿区の羽賀典子さん(66)は、幼少時にボリオ(小児麻痺)で車いすを利用。「障害支援区分4」ですが、65歳の誕生日を迎える前に要介護認定を受け、出た判定は「要支援2」でした。現在、総合事業でホームヘルプサービスを利用。月約3千円を負担しています。

山崎さんは「障害福祉サービスを使わずにきた人たちが、介護保険の負担軽減措置対象になるために今後、あえて利用することも予想される。社会保障費削減の方針と矛盾するのでは」と指摘します。

要介護認定で「要支援」と判定された場合も対象外に。要支援1、2のサービスは介護保険給付から外され自治体独自の総合事業で給付するからです。厚労省の調査では、

「ゼロから3千円。これだけなら重い負担とは言えないかも知れないけど、今後もつと自己負担額が増えるのではないか」。羽賀さんは不安を隠しません。

(つづく)